

令和5年9月議会 福祉都市委員会報告資料

- | | | |
|---|---|-------|
| 1 | 専決処分（家賃滞納者）
報告第29号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について
報告第30号・第31号 市営住宅に係る和解に関する専決処分について | … 1 頁 |
| 2 | 冷泉小学校跡地での取組みについて | … 3 頁 |

令和5年9月8日
住 宅 都 市 局

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第29号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者及び連帯保証人（表 1）に対し、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求めるため訴えを提起することについて、専決処分した。

表 1 （報告第29号）

	訴 え の 相 手 方	明渡し対象住宅	滞 納 家 賃 総 額	住 宅 明 渡 し 請 求 日	専 決 処 分 年 月 日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載しておりません。		円 165,513	令和 5 年 4 月 29 日	令和 5 年 8 月 18 日

○和解に関する専決処分について

報告第30号及び第31号 市営住宅に係る和解に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者のうち、滞納家賃等の納付の意思があると認められる者（表2）又は訴えの提起に至ったが弁論終結までに滞納家賃等を全額納付した者（表3）と和解することについて、和解の相手方ごとに専決処分した。

表2（報告第30号）

	和解の相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総額	住宅明渡し 請求日	専決処分 年 月 日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。		円 187,793	令和5年 6月29日	令和5年 8月18日
2			49,858	令和5年 5月30日	令和5年 8月18日
3			50,374	令和5年 5月30日	令和5年 8月18日
4			87,200	令和5年 5月30日	令和5年 8月18日
5			86,864	令和5年 5月30日	令和5年 8月18日
6			114,586	令和5年 6月29日	令和5年 8月18日
7			189,233	令和5年 4月29日	令和5年 8月18日
8			170,903	令和5年 5月30日	令和5年 8月18日
9			159,470	令和5年 5月30日	令和5年 8月18日
10			143,232	令和5年 5月30日	令和5年 8月18日

表3（報告第31号）

	和解の相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総額	住宅明渡し 請求日	専決処分 年 月 日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。		円 126,919	令和4年 12月29日	令和5年 7月27日

○以上報告第29号ないし第31号について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日

福岡市長 高 島 宗一郎

冷泉小学校跡地での取組みについて

冷泉小学校跡地活用の検討状況、今後の進め方等について、報告を行うもの。

1. 冷泉小学校跡地の概要等

(1) 冷泉小跡地の概要

- 敷地面積：約6,800㎡
- 用途地域：商業地域
- 所有者：福岡市(教育委員会)



(2) 立地環境

- 博多祇園山笠で有名な「櫛田神社」に隣接して位置し、近隣には「博多座」や「川端通商店街」、「冷泉公園」が立地しており、本市でも「博多旧市街地プロジェクト」の取組みなどを実施
- 令和5年3月には地下鉄七隈線延伸区間(最寄り駅:櫛田神社前駅)が開業

(3) 主な経緯

- 平成13年4月：旧冷泉小校舎を仮校舎として使用していた博多小が現在地に移転開校(旧校舎や体育館等は地域利用で活用)
- 平成17年4月：冷泉小跡地の一部に知的障がい児通園施設開所
- 平成18年4月：冷泉小跡地の一部に冷泉公民館改築
- 平成28年11月：旧校舎等の解体に順次着手
- 平成30年5月：埋蔵文化財発掘調査に着手(所管局：経済観光文化局)
- 平成31年3月：「第1回冷泉小学校跡地活用協議会」開催

「冷泉小学校跡地活用協議会」

冷泉小学校跡地の活用に向けて、跡地活用の実現手法等を示す「冷泉小学校跡地活用方針」の検討を行うにあたり、参考となる意見聴取を行うもの。

- ・協議会委員：冷泉自治協議会役員 7名、有識者 7名
- ・事務局：住宅都市局

- 令和元年10月：発掘調査において「石積み遺構」出土
- 令和4年3月：「石積み遺構」の取扱いについて、国史跡指定を目指す旨、経済振興委員会にて報告

2. 石積み遺構の概要(経済観光文化局)

(1) 遺構の概要

- 構造：海岸線に面して石垣状に積み上げた遺構
- 規模：確認された長さ約70m(推定全長86m以上)、幅約2m、高さ約40～60cm
- 時代：博多が国際貿易都市としての発展を始めた11世紀後半～12世紀前半
- 関連遺物：輸入品の中国産陶磁器、貿易に関わった中国商人の名前を記した陶磁器、輸出品の硫黄など



(2) 遺構の取扱いの方向性

- 範囲：遺構を中心に幅12m以上×長さ86mの範囲(約1,000㎡)
- 方法：原則、埋め戻し保存
※国指定地においては、建物や上部空間を覆う構造物の建築に制限

冷泉小学校跡地での取組みについて

3. 今後の検討の方向性

(1) 跡地等の活用の基本的な考え方

学校跡地などの公共施設跡地活用については、公共利用を考慮しつつ、市民ニーズや地域の特性などを踏まえ、財源確保の観点に加え、まちのにぎわいの創出や魅力の向上などのまちづくりの視点も取り入れながら、総合的に検討を行うこととしている。

(2) 冷泉小学校跡地について

冷泉小学校跡地は、都心部の貴重な空間と考えており、跡地活用の検討にあたっては、都心部の回遊機能の強化や博多の歴史や伝統文化を活かした、まちの賑わい創出、魅力の向上など、まちづくりに資する視点が重要と考えている。

また、地域コミュニティの場など、これまで学校が担ってきた役割・機能などを踏まえながら、出土した遺構の取扱い・活用やその他行政需要などのほか、土居通りや博多通りに面して、櫛田神社と冷泉公園の間にある立地特性を活かした視点で検討を行っていく。



4. 今後の進め方について

現在、冷泉小跡地での埋蔵文化財発掘調査により出土した「石積み遺構」について、令和5年度中の国の史跡指定を目指し、経済観光文化局が文化庁をはじめとした関係機関との協議、手続きを進めている。

文化庁との協議が整い、「石積み遺構」の保存範囲など取扱いが決定した後、地域や「跡地活用協議会」などの意見を伺いつつ、地域や福岡市にとって魅力ある跡地活用となるよう、方針を策定しながら、跡地活用に向け取り組んでいく。

